

第19回教育委員会会議

1 日時 令和5年12月12日（火曜日） 午後3時30分～午後5時5分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
江野 一	学校運営支援センター所長
村川 智和	総務課長
古閑龍太郎	学力向上支援担当課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長
久米 史朗	学務担当課長
伊藤 純治	教育政策課長

柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名

(3) 案件

議案第 109 号 教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止にかかる取組について～教職員と児童生徒との SNS 等の利用ルールの明確化～

議案第 110 号 職員の人事について

議案第 111 号 職員の人事について

議案第 112 号 職員の人事について

報告第 38 号 学校事務改善について

報告第 39 号 令和 6 年度予算要求状況について

報告第 40 号 職員の人事について

協議題第 28 号 総合教育会議について

なお、議案第110号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第111号及び議案第112号、報告第39号及び報告第40号並びに協議題第28号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第38号「学校事務改善について」を上程。

江野学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本年6月に設置した学校事務改善ワーキンググループの資料に基づき、学校事務の改善に向けた取組について御報告申しあげる。本ワーキンググループの設置の背景と設置目的について、令和4年度以降、学校財務に関する不適切な事務が頻発し、それらのうち内部統制における運用上の重大な不備事案も発生した。これらの状況を受け、適正な事務が遂行できる仕組みを構築し、改善に向けた方策を検討するため、本ワーキンググループを設

置した。6月の設置以降、これまでにワーキンググループを合計3回開催するとともに、実務的な内容を検討するための作業部会を合計3回開催し、事案の分析を行い、分析結果を踏まえ今後の改善に向けた取組を検討し、具体的な方策を取りまとめた。

ワーキンググループではまず学校財務の不適切事務の主な発生原因について、分析をした。主な事案について概要を記載しているが、具体的には意図的に契約を分割したものや、契約に際し決裁等の必要な手続を行っていなかったものなどである。これらの不適切な事案の発生要因としては、学校事務職員については、制度の理解不足やコンプライアンス意識の欠如、管理職については管理監督が不十分であったことや、制度の理解が不足していることにより、誤った業務指示を行ってしまったことがあり、さらに学校事務職員が1名のみの配置の学校に関しては、相互チェックの不足などが考えられる。それらのほか発生要因としては、学校内における学校事務職員の育成不足、決裁権者としての学校長の責任感の不足、教育委員会事務局による指導等の不足といったものが考えられる。以上のことから、これらの要因の改善に向けた対策として、①学校事務職員に向けた対策、②管理職に向けた対策、③チェック機能強化に向けた学校内外からの相互牽制の仕組みの構築や、事務局の監察機能の強化などの取組が必要であると考えている。資料には①から③の対策について、それぞれ具体的な対策の内容及び実施時期を記載している。なお、それぞれの対策に、新たに行うものには新規と、既存の取組を充実等していくものには拡充と記載している。主な内容としては、①の学校事務職員に向けた対策としては、制度の理解を図るための啓発や研修の充実、②の管理職に向けた対策としては、研修及び指導等の機会の充実など、③の相互チェック機能や相互牽制の強化としては、共同学校事務室による学校への訪問点検や決裁審査への関与などである。これらの取組により、現在、改善に努めているところである。なお、令和6年度以降の不適切な事務処理を未然防止するため、より効果的な手法を検討との内容について、今年度新規に取り組む対策や拡充する対策のほか、来年度以降に向けては、学校だけに任せるのではなく、教育委員会事務局として学校外から直接助言を行うなど、学校に対するチェック機能とサポート機能を向上させるためのより効果的な手法を検討していく必要があると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 学校事務の問題ですが、学校のサイズによって事務職の人数は決まっていますか。

【中野下教職員人事担当課長】 あります。

【平井委員】 どんな基準ですか。

【中野下教職員人事担当課長】 基本的には、学校は1名の配置を基本としていまして、大規模校には2名というのが大まかな体制となっています。

【平井委員】 コロナ禍、学習指導要領の改訂等で、ここ数年、事務職員の仕事内容がかわり変容しているように思います。引継ぎをするにしても前年踏襲では不十分なこともあるはずですよ。現場の多様性に対応していく意味でも、仕事の洗い出しなど、必要があるのではないのでしょうか。教員の働き方については、「令和の日本型学校教育」ではありませんが、かなり改善する方向性が模索されていますので、教育委員会事務局から、業者に要望を出し、事務職員の働き方に寄与できる商材開発を進めてはどうでしょうか。

【江野学校運営支援センター】 ありがとうございます。今いただきました引継ぎや働き方改革の課題についても、引き続きワーキングを含めて検討してまいりたいと思います。

【平井委員】 仕事の内容をスリム化して児童・生徒に関われる時間が多くもてるよう工夫してほしいと思います。

【江野学校運営支援センター】 分かりました。中で検討するだけでなく、そういう業者に対してというような、外に対する働きかけも含めて進めてまいりたいと思います。

【大竹委員】 不正がおこるにあたっては、不正のトライアングルが一般的にはあると言われていて、動機と機会と正当化ですね。今回の対策をみると、機会を防ぐために相互牽制が重要であると色濃く出ていますが、やはり動機を防ぐことも大事です。動機の中では、知識不足、理解不足があるということですが、もう少し、なぜこういうことが起こったのかという動機を分析してもらいたいです。事務処理に時間がかかり過ぎていて期限に間に合わない、結果的には人が不足していることが原因か分かりませんが、得てして、相互牽制だけを強めて、機会を防ぐために管理監督みたいなことがガチガチになってしまいがちになります。まずそういった動機、なぜ起こるのかということを見ないと、なかなか、根本的な解決にはならないなという感じがします。相互牽制をする、あるいはチェック体制を複数にするなど不正をする機会を防いでいくことは大事です。あるいは最終的には、これは学校のためにやっているという、間違った正当化みたいなこともあるので、ぜひそういった面についても、事務改善策の中で見るといういろいろちりばめられてはいるのですけれども、そういったような手法もあるので、もう一度見て、落ちはないか

ということを検討していただければありがたいです。

【江野学校運営支援センター所長】 相互牽制とか監察という仕組みだけではなくて、そもそもその土壌となっている、何でそういうことをするのか、しようと思ったのかという土壌の部分の分析も含めて進めてまいりたいと思います。

【森末委員】 昨年ぐらいから、学校事務職員の懲戒処分がいっぱい上がってきました、中には、はっきりは分かりませんが、業者と癒着しているのではないかと思うような事例もないわけではなくて、ただそれは措いておいても、本当に事務職員の知識不足とか、処理のノウハウの不足とかいうのであればね、本来は、普通の大阪市職員の場合は、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、採用されて、上司がいたり、あるいは先輩がいたりして、間違ったことをしたら「何してんねん」と怒られながら覚えていくということになるのですけれど、学校事務職員は、今おっしゃられたように学校に基本的に一人ですから、同僚はいない状況で、新採で採用された場合でも、それは一人でまず業務を担うことになるのでしょうか。

【江野学校運営支援センター所長】 基本が一人配置なので、新採で行く場合もあるかと思います。

【森末委員】 ですよ。その場合、あと平井委員もおっしゃったように、引継ぎの問題が一つあると思いますけれど、ただ引継ぎだけでは本当にできるのかなということが、やはり制度的な問題があるのかもしれないですね。本当は、最初の段階で、複数の共同事務で二人でやっていくとかね、そういうことも考える必要があるのかなと思います。やはりそのオン・ザ・ジョブ・トレーニングはなかなか、先輩から怒られたりするのが辛い部分はあるので遠慮したいと、そういうことがあっても、みんなそれで、やはり身につけていくわけですので、そういうこともできるような方向も可能かどうか、ちょっと検討いただけたらなと思うのですけれど、その辺りいかがでしょうか。

【江野学校運営支援センター所長】 確かに引継ぎとか研修だけでは、新採、それに限らず現状の人の配置ではなかなかオン・ザ・ジョブ・トレーニングの機会というのが少ない、乏しいということはあると思うのですけれども、そういう意味で言いますと、共同学校事務室を設置していっており、学校訪問を定期的に行い、見つかったことはその中で、こうしないといけないというようなことを、あるいはその中で情報共有を他の学校にもするというようなところで、一定足りなかった部分を、今年度からの共同学校事務室の全市展開で行って、そこは補っているところではあるのですけれども、まだまだそれで十分か

どうかというのは、検討を進めてまいりたいと思います。

【森末委員】 共同学校事務室で最初に新採の方と一緒に入れて、トレーニングをしてから学校に配置するというのは、なかなか人員配置的に難しいのですかね、予算の関係とか。難しいとすると、共同学校事務室のベテランが、例えば新しく採用された人には足しげく通うとかいうようなことで、育てていく必要があると思いますので、御検討ください。

【異委員】 質問したいことは先に出たので私からは少しになるのですが、やはりその一人体制、もう少し一人体制の学校の数が少ないのかなと思って事前説明のときに聞いたら、210校ぐらいですかね、一人体制の学校があるとのことで、結構多いなと思いました。私も新卒とか、そういうまだ経験の浅い方に対しての、やはり支援とか研修とかの充実というのはやはり求められると思っています。その共同学校事務室は今年度からでしょうか。もうちょっと前からあったのでしょうか。

【江野学校運営支援センター所長】 以前からありました。今年度の7月から全市展開ということになり、全市展開という意味では今年度からでございます。

【異委員】 まだまだモデル的というか、いろいろ検証していかなければいけないと思うのですが、やはり一人だとチェック機能というところがおろそかになるので、そういうチェック機能をもう一人誰かできるような体制、それが共同学校事務室になるのかなと思います。新卒とか経験が浅いと、本当にいろいろ分からないことや不安なことがあるので、大学の事務職員とかも結構在宅が増えたりして、個々で仕事をしているのですが、Teamsなり何でもいいですが、チャットで気軽に相談できたりとか、オンライン上でも、「あのちょっと今いいですか」みたいなことで、画面を通してでも、今こういうのが分からないのですけれどみたいな、すごく気軽に聞けるような体制であったりとか、本当にあたかも隣にいるかのように仕事ができるような体制になっているので、多分、そういったこともできるのではないかなと思います。一人体制がだめというよりも、ちゃんと相談できたり、チェックができたりするような体制を考えていかないといけないと思いました。あと1点、少し、自分のこともそうだったので、2024年1月から電子帳簿保存法が義務化になって、私もまだ研修を受けていなくて、早く受けなさいと言われているのですけれど、これは公立の小学校中学校とか、何か影響があったりしますか。

【江野学校運営支援センター所長】 電子帳簿保存法。

【異委員】 電子帳簿保存法のワーキング化ということで、大学などはきちんと研修

を受けて、何かアカウントをつくって登録とかしないといけなくて、電子化の一環だと思うのですけれど、特にはないですか。

【江野学校運営支援センター所長】 いや、該当する部署については、研修という形であったかどうかはあれですけれども、インボイスについてのこの周知というのはされておるところだと思います。

【異委員】 私も、もう少し詳しくならないといけなくて。請求書とかを紙ベースで保存ではなく、全部電子化にしていくということで、一回見てもらったらいいかんと思っています。

【江野学校運営支援センター所長】 はい。また今の時点で私自身も確認ができていないので、また確認したいと思います。

【赤木委員】 皆様が言ったことに尽きると思うのですけれども、一つ質問ですが、一人体制のところが多いということで、ウェブ上で管理をするようにして、全部共有することとはできないのですか。その場にいるのは一人にしても、全部システムで管理をして、共通で、それか共通の事務室があるのかもしれませんが、だから、何かその人しか見られないとか、そういうことが、今はそうなのでしょうか。それとも全体で共有するシステムというのが既にあるのでしょうか。

【久米学務担当課長】 お話のシステム自体は今、もう導入されていて、それぞれシステムに登録された情報は共有できるようになっています。ただ、今少し検討していますのが、そのシステムをよりよくできないかとか、そのシステムの再構築に合わせてできないかとかいうことをしつつ、そのシステムも含めて、何かできるだけ共有して、少しでも改善できないかなと考えておるところです。

【赤木委員】 やはり一人しか見られないみたいなところだと、やはり不正も起こりがちですし、それと異委員がおっしゃられていたように、いきなりその人しか見てないところで何か質問されても、どうなっているか分からないということで、複数でTeamsか何か分からないですけど、クラウドか何かを使って、テクノロジーを使って複数の目でというふうに改善していくしかないのかなと思いました。

【多田教育長】 今日たくさんの御意見をいただきましたので、大きな方向性としては7ページにまとめられています、今後新たに行う取組ということで、右のほうに何点か分けて、細かく分けて整理されておりますけれども、進める中で一人配置の学校と共同事務室の機能の活用であったり、ほかにいろいろなチャット機能の活用ですとか、そうい

う変化もありますので、進める中でまた課題の解消に役立てることができるものがあれば、またそれを取り入れるとかですね、含め、インボイス制度であったりとか、そういう新しい仕組みですね、そういったことも少し意識をしながら、常に改善をするということで、そういう視点でもって進めるということで、改めてお願いしたいと思います。

議案第109号「教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止にかかる取組について～教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルールの明確化～」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、教職員と児童生徒とのSNS等の利用ルートを明確化するものである。初めに、教職員による児童生徒に対する性暴力等の防止に係る法律・指針について、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し性暴力等を行い、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるということはあってはならない。しかしながら、事態は極めて深刻な状況である。一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合う大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されてはならない。そうしたことから、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律が令和4年4月1日に施行されるとともに、基本的な指針が国において定められ、さらに令和5年7月の刑法改正等によって厳罰化も行われたところである。次に、これらの法律及び指針に基づいて本市における取組として、1、周知・啓発、2、未然防止の取組、3、早期発見のための措置・相談体制に取り組んでいるところである。周知・啓発について、教職員へは本年7月の刑法改正、性的姿態撮影新法など、性暴力への厳罰化について周知し、児童生徒・保護者へはセクハラ被害を受けたときの対応や相談窓口について、各学校で文書配布するなどしている。未然防止の取組について、校舎内外の環境の点検などを行うとともに、今回SNS等を用いたやり取りのルールを明確化したいと考えている。早期発見のための措置・相談体制としては、専門の相談員が第三者的な立場で相談に対応するサポートルームや、教育委員会事務局が直接相談を受けつけるメール相談の窓口のほか、各学校でのアンケート調査などを行っている。

次に、SNS等の利用ルールに係るこれまでの経過をまとめている。令和2年12月に、大阪府から児童・生徒とのSNS等により私的なやり取りを禁止するということについての通知を受け、令和3年3月のこの場において、通達の内容を御説明申しあげたが、その際にはSNS等を用いた私的なやり取り禁止は賛成だが、校長会の意見も聞いて改めて検討すべき

との御意見があった。それを踏まえ、校長会からの意見聴取を経て、令和3年9月に、改めてこの場で御説明申しあげ、その際には指導に関してSNS等の利用を例外的に認めるとしても、手続面の明確なルールが必要で、そのルールについて組織的に周知・徹底をするべきといった御意見をいただいたところである。その後、令和3年12月に区担当教育次長会実務部会へも報告をして、その際には厳格にし過ぎるあまりにセーフティネットが果たせなくなるようなことは防がなければならないといった御意見もいただいたところである。その後、令和4年8月中学校長会から意見を聴取した際には、教職員が児童生徒との間で指導のためにSNS等を利用する場合としては、大きく二つに分かれ、①として不登校等配慮を要する児童生徒に連絡をする場合、また②休日等の校外での部活動等において、急な連絡を行う場合が考えられるが、②については欠席連絡等アプリを活用できるのではないかとといった御意見もあった。こうした経過から、欠席連絡等アプリの導入後にSNS等の利用ルールを改めて定めるとしてきたところである。次に、今般導入を検討しているルールの主なポイントである。趣旨について、これまでSNS等による連絡は、部活動における連絡のためなどに行われているものがほとんどであるが、一方で私的なやり取りを行い、児童生徒に対するセクシュアルハラスメントやわいせつ行為に至る事案が発生をしている。こうしたことから今般SNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止するために、ルールを明確化するものである。1点目はSNS等によるやり取りの原則禁止である。(1) 教職員が本市の小中学校に通う児童生徒と、SNS等を利用してやり取りを行うことを禁止することとする。一方で(2) 指導に関係のある公的なやり取りを行う場合であって、校長が必要と認める場合は、次の要件のもとに利用を認めることとする。要件は、教育的見地からの指導等の必要性が認められる場合であって、学校管理下で運用している連絡ツールで代替することができない特段の理由がある場合である。校園長が利用を承認する「児童生徒」の範囲は、当該教諭が勤務する学校園に在籍する者とする。なお、中学校の卒業生については、本通達の対象ではないが、18歳未満の者に対するわいせつ事案について、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律による厳罰化の対象となっており、本市条例の定めに抵触をする場合には懲戒処分の対象となり得ることを、しっかりと注意喚起をしていきたいと考えている。承認管理の体制について、校長、准校長を責任者、副校長、教頭を副責任者としてSNS利用の開始及び終了を管理する。なお、実務担当者を校務分掌に位置付ける等によって、適切で効率的な運用を図ってまいりたいと考えている。承認に当たり、認められた範囲を逸脱するやり取りになっていないか、疑わしい

状況がある場合には、私物端末の内容提示を求めることがあるとともに、犯罪の疑いがある場合には警察に通報することとなるため、「教職員と児童生徒とのSNS等利用要領」を遵守することを明示して、不適切なSNS等の利用抑止を図りたいと考えている。今後のスケジュール案について、本日、御承認いただけたら、12月の中旬以降に全校園長宛ての通知及び教職員へ周知を行い、令和6年1月以降、保護者宛ての周知文書を各学校園から配布する。なお、現在SNS等を利用している場合の経過措置期間として、部活動等の連絡については欠席連絡等アプリなどへの移行を、また不登校等配慮を要する児童生徒に対する連絡手段についての承認手続を令和6年2月末までに行う予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 8ページの①②ですが、②が先ではないかと思います。代替することができない特段の理由がある、というのがまず語られていて、それから学校の責任者がチェックするとなっています。ここは温度差が生じるのではないのでしょうか。例えば、在校生の数によってすぐに把握できる場合とできない場合があるのではないのでしょうか。②をまず出して、それから学校長、准校長のような気がします。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 今、委員から御意見いただきました内容につきましては、①かつ②ということですので、その順番につきましては、おっしゃるとおりのところがあるかと思います。おっしゃるように、主観的な運用が入っては元も子もありませんので、まず今の既存のツールを活用することができないかどうかというところについては、これまでの御説明等でも御指摘等いただいておりますので、その趣旨についてはしっかり周知してまいりたいと考えております。

【平井委員】 9ページのところで実務担当者を校務分掌に位置づけるとあります。規模によってこなす量が変わってくるのは自明ですから、例えば、生徒が1,000人以上いるところでは生徒指導何名というように具体的でわかりやすくしてはいかがですか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 ありがとうございます。現場において適切で効率的にということですね。人数規模も当然、勘案した内容となる必要がありますので、それが回るように実務担当者、校長・教頭だけではなくて、実務担当者をしっかり校務分掌に位置づけるということも御理解いただけるようにしっかり周知・徹底してまいります。

【異委員】 いくつか質問なのですが、この欠席連絡等アプリというのは、ミ

マモルメですね。ですので、教員から部活動のグループと、教員から個人への連絡も可能ということですね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 教員から保護者への連絡を念頭に置いたアプリかと思いますが、そこに設定することによって、機能的にそういったことができるものでございます。

【異委員】 具体的にはメールアドレスを登録すれば、子どもと保護者同時に連絡が来るとのことですね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 そうですね、設定しましたらおっしゃるとおりでございます。

【異委員】 そうということですね。あと、SNSの中に部活動に特化したアプリとか無料のものが結構出ていると思うのですが、この辺りも含むということですよ。部活動管理アプリとか、今、結構いろいろ出ているんですよね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 あくまで学校管理下で運用できるものであれば、この通達の禁止の範囲外になろうかと思います。

【異委員】 基本的には今、例えばLINEグループをやっているのも、ミマモルメですか、欠席連絡等アプリのほうに移行してもらうというふうな形ですね。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 そうでございます。

【異委員】 そうですね。はい。これは国も府も義務化して、さらに大阪市はもっと明確にしているということですね。この部分を読んでいたら、私も子どももルールを外してしまっているなというものが少しありました。SNSが悪いというより、適切に使用してくれたらこんなことにはならないのですけれど、あまりにもSNSからわいせつ事案とか、そういったことが起こるから、こういう規制を厳しくというところですよ。ちょっと1点、23ページの保護者宛ての同意書ですが、例えば私も経験があるのですが、例えば自分の子どもと担当教員が遠征に二人で行ったときに、すみませんということで、その期間だけ先生と子どものやり取りで、連絡をするのにLINEが一番便利かなと思って、そこに私と教員もその期間だけLINEを交換させていただいて、子どもの状況など、連絡をいただくという期間がありました。それは、このルールではだめなのかもしれませんが、そういったときに、この保護者の同意書というのが使えるのかなと見ていたのですけれど、何か例えばここに期間とかも設けていただければ、私でしたら、その担当教員、連絡、LINEを聞いたのですけれど、遠征が終わって帰ってきて、お礼のLINEを入れたら先生もこれでお互

い、もう消去しましょうではないのですけれど、お互いの同意をもって、せーので削除したのですね。ですので、同意したらどこまでの期間で、子どもとつながっていくのだろうということも、少し気にもなりました。例えばここからこの期間とか、例えば卒業するまでとか、そういうちょっと期間を設けていただいたほうが親としては少し安心かなと思いましたので、一度検討していただければと思います。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 ありがとうございます。この場合の承認については、当年度が最終の期限と設定しておりますが、今の、保護者としてはそれを明確にしてほしいということの御趣旨かと思imasので、期間の明示についても検討して、入れるように対処してまいりたいと思います。

【赤木委員】 私のほうからは2点あります。1点目はコメントですけれども、教員養成大学に勤務するものとして、いろいろなルールを定めてやっていくというのはいいのですけれど、やはり養成段階で、これまでも特に学校に入るとき、実習などの場合、注意を徹底しているつもりですけれども、それでもいろいろな問題が起こってきているということで、もう一度、大学、それと大学の学生とのやり取りというのも、何となくLINEとかでやり取りをしている先生がいらっしゃいます。その延長で、何か悪気ではなくて、子どもと特別に指導しようということも起こってきていると思うのですね。しかし、それがこういう事件につながっているということから、やはり養成段階から、これは自分に向かって言っているのですけれども、こういうルールがあるのだということで、養成段階からもっと徹底して、大学でどのような取組を行っているか、また改めて報告させていただきたいと思います。やはり養成段階から、しっかりとこういうことがあるのだということで、学生に周知・徹底するようにしたいと思っています。それと、いろいろな事件が起こっているのですけれども、教員採用のときに、その人物を見極めるということがあると思いますが、今、どういうチェック体制があるのでしょうか。採用のときに、分からないかもしれませんが、一応こういうことも含めて、何かチェックをする、表面的にとどまるかもしれませんが、採用のときにやはりこういうことを理解しているかということを、チェックすべきだと思いますが、現状はどうなっていますでしょうか。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 すみません、現状は国が作っておりますデータベースとか、そちらのほうで実務的にチェックはかけておりますけれども、受験生を面接する段階で、そのことを聞き取るようなことはしてはございません、現時点では。

【赤木委員】 改めて機能するかどうかは、ちょっと分かりませんが、必要な

のかなと感じました。

【森末委員】 資料の6ページで、中学校校長会の意見聴取ということで、①、②があります。不登校や配慮を要する児童生徒に連絡する場合、これは必要な場合かなと。二つ目が休日等の校外での部活動等において、急な予定変更や出欠確認などの連絡と。二つ挙げられていたのですが、②については欠席連絡等アプリで対応可能だと、全部が全部かどうか知りませんが、そう考えれば結局この①ですね、今のところね。それと今回の通知、あるいは基準の考え方をどうするかですけれど、要件①では、教育的見地から指導等の必要が認められる場合かつ学校管理下で運用している連絡ツールでは代替できない特段の理由がある場合となっていて、通知では13ページで記として①、②を書いていたと思います。ただこれを学校、学校長が見たときに、実際に運用するに当たって、先ほどの①の本当に配慮を要する児童等と連絡ぐらいしかないよということがわかるのかなと。逆にもっと何か広げられる可能性があるのであれば、もう少し例示も含めて示して、ほとんど認められないということがわかるように、認められるのは不登校の児童等とつながらないといけないような特段の事情がある場合だということも例示として書くことも考えたほうがいいのかとは思っています。多分、これ①、②と書かれていて、それ以上の説明がなかった場合に、こういう場での議論を踏まえておられる方はともかく、そうでなければ何か今までより少し狭いだけだよねと思われたら、とてもよくないのですよね。原則禁止だということで打ち出すような、打ち出し方をちょっと考えてもらわなければならないと思うのですが、その辺りが工夫できないかなと。仮にこの通知でいくのであれば、もっと強く説明しながら、そういうことで緩く許して、実際に問題が起こったら、学校長の責任ですよと、あなたも管理責任負いますよ、というぐらいのことを強く打ち出すべきかなと思います。

【中野教職員服務・監察担当課長】 ありがとうございます。今、委員からご発言いただきました関連性につきましては、そのとおりかと思えます。これまでの経過で、こうした類型が①②ということで、②については、欠席連絡等アプリで代替できるということで、そうしますと配慮を要する児童生徒への連絡しかないだろうということも、これまでの関係各所への説明の過程でも分かってまいりまして、そうしますと、御指摘のように、それ以外のところは広がるというよりも、もうおのずから導き出したこの要件でもありますので、先ほど平井委員からも御指摘があった要件のところが、今ある連絡ツール、学校管理下で運用する連絡ツールであることが大前提としつつ、それでもなお、この代替できない理由があるような場合ということに非常に限定することになっていまして、そういう

姿勢でありますので、御指摘の点についてはしっかり周知してまいりたいと考えております。

【森末委員】 まず、できればこの通達にも何か、はっきりと書くことはできないものですかね。

【多田教育長】 今回のルールを明確化するという事で、取扱いを決めて、今後、学校のほうに周知をしていくということです。子どもたちと日々接する教職員の隅々まで、趣旨の徹底を図って、厳格に守らなくてはいけないところはしっかりと理解してもらうことで、それが成り立つと思いますので、先ほど森末委員からもございましたように、通知文のところの工夫ができるのであれば、検討して修正をさせていただきたいと思います。それと、巽先生からも、期間ですね、認める期間の表示についても少し検討が必要かと思います。今の件を前提に今回の取扱いについて、採決を取らせていただきたいと思います。本案について、2点ほど修正を検討するという事で進めたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案を一部修正のうえ可決。

協議題第28号「総合教育会議について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

初めに総合教育会議の流れについて御説明申しあげ、次に当日の資料、最後にこれまで御確認いただいた中間見直しにかかる三つの新規事業について御説明を申しあげたい。当日のレジュメについて、議題は「大阪市教育振興基本計画の中間見直し」であり、議案書4ページからが当日の資料になり、総合教育会議は公開で行うことから、予算の関係上、これまで御確認いただいていた冊子などをお示しする形ではなく、中間見直しの方向性という形で御協議いただくよう、資料を準備している。まず、当日の資料の構成として、横山市長が就任されてから初めての総合教育会議となるため、教育振興基本計画の策定経過等を改めて振り返る形とし、その後ろに教育振興基本計画の中間見直しの方向性を示す資料を添付している。一次改訂では大阪市の教育改革として、五つの改革を掲げ、二次改訂では改革の第二ステージとして、二つの最重要目標の設定と、それに係る主な施策等を記載している。続いて、現行の教育振興基本計画についての概略を示し、その後に、これまでの教育振興基本計画で取り組んできた施策の結果として、暴力行為と学力について御説明をする。具体的には、主な施策として平成28年度に学校安心ルールの施行開始、平成30

年度より全面実施に取り組むなどしてきた結果、小中学校ともに暴力行為が大きく減少し、全国平均を下回っている状況について説明する資料となる。議案書10ページは全国学力・学習状況調査における平均正答率対全国比の状況になる。主な施策として平成30年度より学力向上推進モデル事業を実施し、令和2年度より学力向上推進事業として拡大し、令和4年度より学力向上支援チーム事業として全校実施した結果、全体的に改善傾向となり、小学校の国語では全国水準に到達した状況になったことを説明する資料としている。議案書11ページからが教育振興基本計画の中間見直しについての説明資料となる。現行の教育振興基本計画は計画期間を令和4年度から令和7年度とし、令和5年度が計画期間の前半期を終了することから中間見直しを行う。令和7年度に向けて、想定を超えた成果が見られるものには目標値の上方修正等を、令和7年度に向けて順調に進捗しているものについては、引き続き取組を継続し、令和7年度に向けて進捗が順調でないものには、新たな観点での取組等が必要であるとして、中間見直しを実施することについて説明をしている。具体的な内容について、議案書12ページは不登校の対応になる。小学校、中学校ともに全国と同様に増加傾向にあることから、令和6年度の心和中学校の設置及び文科省の通知にもあった校内教育支援センターの設置に関する検討などについて、計画に記載していくことを説明している。次に議案書13ページはスマートフォンの使用時間の適正化について、スマートフォン等の利用が3時間以上の割合が小中学校ともに令和2年度より増加しており、スマートフォンの使用時間の適正化については、今後もさらに取り組む必要があることから、特に重点的に取り組むものと位置づけていくよう、見直ししていくことの説明となる。議案書14ページは多文化共生教育の推進について、急増している帰国・来日する児童生徒への対応と学校への支援を手厚くし、多文化共生教育の進化・充実を図るために、施策目標を新たに設定することについて説明をしている。議案書15ページ、16ページは平井委員から御指摘いただいた英語の取組と総合的読解力育成カリキュラムの資料を追加した。英語教育の強化については、これまでの取組の結果、CEFR A1レベル相当以上の中学3年生の割合が平成28年度から全国平均を上回っており、これまでの施策を継続していく説明としている。また、議案書16ページは以前に御説明を申しあげた総合的読解力育成カリキュラムの目的や内容、スケジュール等の説明となる。議案書17ページは理科教育の推進について、全国学力・学習状況調査における小学校の理科の対全国比が、経年的に上向いてはいるものの、課題が見られることから、施策目標を新たに設定することについて説明をしている。議案書18ページは誰一人取り残さない学力の向上について、全国学力・学習

状況調査の区分Ⅳの割合は小・中学校ともに全国との差があることから、学力向上に向けて取り組んでいくことを説明している。議案書19ページはICTを活用した教育の推進では生成AIについてモデル事業の実践研究の実施、教員端末による校務学習指導における有効活用の推進、学習者用端末を含め、言語力や思考力を高める活用法の検討について進めていくことを記載し、また、学習者用端末の施策目標を見直すことについて説明している。議案書20ページはデータ等の根拠に基づく施策の推進について、「シンクタンク統括室」を設置して、外部人材を雇用し、教育ビッグデータ等を複合的、多面的に分析・検証して、学校現場への支援を行うことなどについて記載することの説明となっている。続いて議案書21ページは働き方改革の推進であり、令和5年5月に策定した第2期学校園における働き方改革推進プランを基に、新たな取組例の追加や施策目標の情報修正を行うことについて説明している。なお、グラフの上側に基準1と基準2の内容について追記した。議案書22ページは大阪市総合教育センターが令和6年度に開設することから、新規事業である多様な大学や企業と連携する組織「OEN」の設置、「シナジースクエア」の創設、大阪市総合教育センターの取組の発信などを行うことについて、説明している。また、養成・採用・研修の一体化の一番下にカリキュラム・マネジメントについて追記した。以上が総合教育会議の当日の資料である。

次に、これまで御確認いただいた中間見直しにあげている三つの新規事業について、詳しく御説明を申しあげる。まず、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームのモデル設置について、不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒への教育機会を確保するため、令和6年度校内教育支援センター、スペシャルサポートルームのモデル設置を検討している。校内教育支援センターについては、文部科学省の通知でも設置を促進しており、落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置することで、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待できると示されている。不登校児童生徒や、登校しづらい、または登校しても自分の学級に入りづらい児童生徒が、自分に合ったペースで学習や生活をし、社会的自立に向けて取り組むよう支援等を行うことにより、今後運用の在り方を研究するとともに、効果について検証をしてまいる。令和6年度においては四つの教育ブロックごとに小学校3校、中学校3校の計24校をモデル校として、校内教育支援センターを設置し、新たに配置するスペシャルサポートルーム支援員と教員が連携をして不登校児童生徒への安定的な支援を行ってまいる。次に、中間見直しにおいて誰一人取り残さない学力向上に向けた二つの取組について、

一つ目の学習動画コンテンツ配信モデル事業は、家庭等において民間業者作成の豊富な講義動画を視聴できる環境を整備することで、学習理解度や学習進度に応じて繰り返し動画を視聴することができ、学習理解のさらなる定着や苦手分野の克服を図ることを目的としている。実施については、来年度より2年間、各区で小中学校1校と心和中学校の49校及び49校以外の不登校児童生徒を対象にモデル実施をする。2年間の動画コンテンツのモデル実施を行った上で、現在実施しているデジタルドリルの検証も合わせて行い、令和8年度以降によりよいデジタル教材の導入を検討してまいる。二つ目は、現在行っている学力向上支援チーム事業により、成果が見られているものの、学力に課題の見られる児童の中には、学力の伸び悩む児童が一定数見られていることから、新たな視点での取組が必要だと考えており、国語・算数・理科教育推進ワーキング会議で議論をして、学力の伸び悩む小学校2年、3年生へ重点的に支援を行う拠点校4校を設置するとともに、総合教育センターのシンクタンク統括室において、学力の伸び悩む児童への支援等の研究を行ってまいる。多様なバックグラウンドを持つ本市の子どもたちが、自ら学び、考える力を育み、自分らしく未来を切り拓けるよう、これらの施策が実効性のある取組となるよう、着実に推進をしてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 誰一人取り残さない学力の向上についてのところですが、これまでも学力の伸び悩む児童への支援ということを中心でやってきていますが、一方で誰一人取り残さないというのであれば、数は少ないかもしれませんが、いわゆるギフテッドと言われる子どもたちにはどういう対応をされているのかということ、少しお聞きしたいと思います。お尋ねするのは、私はドイツの学校をいくつか訪問してまして、ギフテッドの高校生ぐらい、15歳ぐらいからですかね、集めた学校を見学させていただいたことがあります。やはり日本においては、みんなで頑張りましょうみたいな形で、あんまり注目されていないという、公の教育では注目されていないと思うのですが、その点についてはどういったことを取り組まれているのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 本市では、ギフテッドについて、今何かしているとか検討している状況はございません。国のほうでワーキングを立ち上げて、ギフテッドについての議論を今進めているというところは聞いておりますけれども、現状はそういう状況でございます。

【赤木委員】 はい、分かりました。やはりでも、少し考えていかないと、才能ある子は私立へ行けばいいでは、私立へ行けない子どもたちもいると思いますので、誰一人取り残さないというのであれば、数は少ないかもしれませんが、考えていかないといいのではないかなと思っています。それと質問ですが、英語教育のところですけど、CEFRのA1というのは、これは何で測っているのでしょうか。英検3級ですかね。

【松浦政策推進担当部長】 レベルとしては英検3級相当になります。GTECというテストを全員に受けてもらって、それで測っております。

【異委員】 すみません、少し細かいところなのですが、学習動画コンテンツの配信モデルについて、結構いろいろなものに活用できるのかなと思っています。教科はこの真ん中ぐらいに書いている、小学校低学年であれば国、算とか、中学校だったら5教科ですかね。これは民間が作成するのでしょうか。それとも現場の先生が作成するのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 イメージとして、民間業者で作っているスタディサプリみたいな、ああいうのがいろいろ出ていると思うのですが、そういったものを入札にはなりますけれども、まさに民間で作っている学習動画をそのまま入れる形で考えています。

【異委員】 教科書はブロックによって異なるケースがありますが、学習指導要領で同じではあるものの、どこかの教科書を基に、基礎的なところで作られているのでしょうか。

【古閑学力向上支援担当課長】 あまり教科書レベルのものをきっちり求めると、入札で参加できるところが限られてきますので、準拠ぐらいのレベルでと考えています。

【異委員】 動画配信で少し問題が解けたりとか、そういったこともできるというような感じでしょうか。

【古閑学力向上支援担当課長】 それは業者さんがそこまで作っているものかどうかというところです。先ほど、部長がおっしゃったスタディサプリに関しましては、簡単な2問ぐらいの問題が出るとは聞いております。

【異委員】 これは、生徒というか家庭、自己負担はなしでいいのですかね。

【古閑学力向上支援担当課長】 はい。ライセンスをこの人数分、モデル実施ではございますけれども、モデル校にはライセンスを整備する予定でございます。

【異委員】 なるほど。分かりました。例えば、少し話が飛ぶかもしれないのですけ

れど、コロナとかインフルで、教員も急に休みになったりとか、例えば5日間となったときに、結構教頭先生が走り回ったりとか、ほかの先生の代理はすごく大変だと思うのですが、全部が全部ではなくても、こういうところで動画配信を子どもが見て、違う教科の先生が担当するというようなことも活用できたりもするのではないかと思います。

【平井委員】 個別最適のところでいうと、本市の場合、一人1台のタブレットというめぐまれた環境ですから、授業のアーカイブを後で見せて、学びの保障を継続すれば自己調整につながり、自学自習をファシリテートできます。デジタル教科書や教科書準拠のICT教材も優れたものが出てきていますから、本市独自の個別最適化学習を構築する時期だと思います。カウンセラーの配置を増加させることも検討事項です。そうすれば改善率が上がるのではないのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 はい、検討していきます。ありがとうございます。

【多田教育長】 総合教育会議は12月26日で、今週末、来週にかけて、市長にもこの内容でということでご説明申しあげる予定です。教育振興基本計画の枠組みですということは御理解されてはいただけますけれど、来年度の方針について委員の皆様と議論するのは今回初めてですので、まだ日にちもございますので、何かあればまた事務局にも、お申出いただきましたら、事務局でまた用意をするようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

報告第39号「令和6年度予算要求状況について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

予算要求状況について、これは局内の要求事項を取りまとめて、現時点の内容を記載したものであり、これを基に財政局等との折衝を行っているところである。教育委員会事務局の予算要求額は2,308億916万円を計上しており、前年度と比較すると、155億1,503万円の増となっている。主な事業について、教育振興基本計画の最重点目標ごとに説明申しあげる。まず安全安心な教育の推進関連について、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置だが、不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒への教育の機会を確保するため、校内教育支援センターをモデル校に設置するものである。令和6年度については4つのブロックごとに、小学校3校、中学校3校の、計24校をモデル校として校内教育支援センターを設置し、新たに配置するスペシャルサポートルーム支援員が教員と連携し、不登校児童生徒への安定的な支援を行ってまいる。次に学びの多様化学校、

いわゆる不登校特例校等の運営について、令和6年4月に特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学びの多様化学校として、心和中学校を開設し、不登校生徒の多様な教育の機会の確保に取り組んでまいる。また、新たに登校支援室を学びの多様化学校に併設し、関係機関との連携や不登校の実態把握、分析を行い、本市における不登校課題のコントロールタワーとしての役割を担ってまいる。次に、外国につながる児童生徒の受入れ、共生のための教育推進事業について、学校生活にスムーズに入るため、就学直後のプレクラスの実施をはじめ、日本語指導や母語、母文化の保障及び多文化共生教育の推進を図るものである。現在、外国から編入する児童生徒が増加している状況を受け、令和6年度においては、日本語指導員コーディネーターの増員等の機能強化を図ってまいる。次に未来を切り拓く学力・体力の向上の関連では、学習動画コンテンツ配信モデル事業について、すべての子どもたちが時間や場所を問わず、いつでもどこでも自分らしく学ぶことができるよう、モデル校として各区、小中1校ずつに加え、学びの多様化学校を合わせた49校を指定し、モデル校において、家庭等で豊富な講義動画を視聴できる環境を整備して、学習理解のさらなる定着を図ってまいる。また登校支援室を利用する児童生徒もモデル実施の対象とし、不登校、また不登校傾向にある児童生徒の学習保障の充実にも生かしてまいる。次にブロック化による学校支援事業について、各学校の状況に応じた学力向上に資する効果的な取組を校長との連携により実施するとともに、授業中や放課後にきめ細やかな支援を行う学びサポーターを配置するものである。次に学校給食費の無償化について、教育費における保護者等の負担軽減を図るため、令和6年度も無償化を継続してまいる。なお、物価高騰の対応として、食材費に充てる学校給食費を、1食当たり小学校では25円、中学校では15円の値上げを実施し、学校給食の質の維持・向上を図ってまいる。次にシステムを活用した学校給食アレルギー対応の最適化事業について、学校給食における児童生徒の食物アレルギー対応について、現在保護者と学校との間で行っている煩雑な紙資料のやり取りを新たにシステム化することで、より安心、安全な学校給食を実施して、保護者と学校の負担を軽減する目的で行うものである。次に、学びを支える教育環境の充実関連について、総合教育センターを活用した教員の資質・教職の魅力向上事業は、令和6年度に予定している総合教育センターの開設を契機に、教員の資質向上、新時代に求められる教育内容の研究・開発、エビデンスに基づいた教育施策の実施、教職の魅力向上に取り組んでまいる。続いて本務教員による欠員補充制度の創設について、全国的な教員不足の中、年度途中から産休・育休取得者等の代替講師に欠員が生じている状況を解消するため、法に基

づく定数に加え、新たに本市独自で65名の本務教員を配置してまいる。欠員の解消により、教育水準の維持・向上を図るとともに、教員の働きやすい職場環境を確立し、本市教員の魅力向上にもつなげてまいりたい。続いて部活動指導員活用事業では、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置人数を530人から580人に拡充する。続いてスクールサポートスタッフ配置事業では、教員の負担軽減を図るため、教員の時間外勤務が多い小中学校に配置しているスクールサポートスタッフの週30時間配置校を、193校から309校に拡充してまいる。続いてワークライフバランス支援員の配置では、育児・介護の負担が大きいなどの支援が必要と考えられる教頭の在籍校や、課題のある学校に配置しているワークライフバランス支援員の配置校を70校から100校に拡充する。次に部活動の地域移行事業について、部活動を地域で行うことにより教員の負担を軽減するとともに、地域人材の協力を得て生徒に望ましいスポーツ、文化芸術活動の実現を図るものである。国は令和5年から7年度末までの3か年を改革推進期間とし、休日の部活動から地域の実情等に応じて、段階的に移行することとされている。本市としてもモデル拠点における実践研究を行うとともに、国の動向等を見極めながら課題や具体的な進め方を検討してまいる。次に老朽鉄筋校舎改築事業及び校舎補修等整備事業では、大阪市学校施設マネジメント基本計画に基づく事業を計上しており、学校施設の良好な環境を整備してまいる。最後に今後の予定について、今後、財政局との折衝を行い、令和6年度の予算案がまとまれば、改めて教育委員会会議にお諮りしてまいる。その後、2月に市全体の予算案を市会に提出し、審議を経た上で3月に議決を得る予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 質問ですが、4ページのブロック化、それから6ページのスクールサポートスタッフ、あるいはその下のワークライフバランス支援員は、令和5年に比べて今年度は倍近くなっていますが、これはほぼ人件費と見ていいですか。

【川本総務部長】 そのとおりでございまして、もともとコロナの対策予算だったものを、局の予算に組み替えて、それで増員しているというところもございまして、ほぼ人件費になっております。

【大竹委員】 そうすると、大分人数が増員されるという理解でよろしいですね。

【村川総務課長】 人数が増えるというより、コロナのときに措置した人員をコロナ後も継続して学校のサポートに当たらせる人員として配置するということです。

【川本総務部長】 そういう意味ではあまり変わらないです。ただ、ワークライフバランス支援員は70名だったのを100名にしているので、そこは増えております。

【大竹委員】 変わらないけれども、予算としては大分増えているということ。

【多田教育長】 財源の当たり方が違うのですね。

【大竹委員】 そういいますか。

【川本総務部長】 はい。コロナの対応で人員を増やしましたが、コロナが終わって、そういった人員がなくなったら負担も増えるでしょうし。

【多田教育長】 元に戻すというのは、これは今のいろいろな状況からなかなかたいへんだというところがありますので、趣旨を整理し直しております。

【大竹委員】 この数字を見ると、すごく増やしているのかなと思ったので。了解です。

【森末委員】 6 ページの部活動の地域移行事業、細かい部分ですけど、これは1,099万円から2,554万円に増えていますが、この増えている要因は何ですかね。

【坂井総務部担当係長】 令和5年度も4拠点で実施させていただいておりまして、来年度につきましても同様に4拠点で実施する予定にしているのですが、今は種目も時期も絞った形でやっており、来年度はもう少し通年的に効果検証するために、できる時期を増やしているような形になっております。

【森末委員】 国の方針では、どんどん進めてと言われており、これでは足りないのではないかという気はしますが、要するに今までよりも、もう少し期間が伸びたり、種目を増やしたりで、そういうことですからすごく増えているということですね。本当にできるのかどうかという話がありますが、国は行け行けとやっているけれど、なかなか難しい問題がいっぱいありますね。

議案第110号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

報告第40号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。西成区の成南中学校につい

て、副校長を配置して体制を強化するべく、指導部総括指導主事であった松本桂を充てることとし、12月4日付で異動発令を行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第111号「職員の人事について」及び議案第112号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和6年4月に開校を予定している中之島小中一貫校及び心和中中学校における校長の任命である。今回開校する新校については、母体となる学校がなく、一から設置する学校であることから、校長予定者を早期に決定をし、公表することによって準備事務を円滑に進めてまいりたい。まず議案第111号について、中之島小中一貫校は同一敷地内に、中之島小学校及び中学校を併設した施設一体型の小中一貫校として北区に設置するものであり、中之島中学校長兼中之島小学校長の職には、指導部首席指導主事の楠井誠二を充ててまいりたい。次に議案第112号について、心和中中学校は不登校生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校で浪速区に設置されるものであり、心和中中学校長の職には、指導部首席指導主事の盛岡栄市を充ててまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 まだ教育委員になって3か月なので、少し教えていただきたいのですが、御二方とも61歳という年齢ですけれども、指導主事の定年とか校長の定年は、年齢制限はないのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 定年は、今は61歳になっていますけれども、この方たちのときは60歳までが定年で、その後再任用という形で65歳までいける制度となっています。

【赤木委員】 分かりました。ありがとうございました。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
